

食品、添加物等の規格基準の一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 令和5年10月26日（木）採水分より

■検査項目 清涼飲料水項目「鉛」

■変更内容 ミネラルウォーター類の鉛の成分規格の変更

ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものについて、鉛の成分規格を「0.05mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に変更されます。

検査項目	変更箇所	改正後	改正前
鉛	規格基準	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下

※2023年10月18日から起算して6月を経過する日以前に製造・輸入された清涼飲料水を加工・使用・調理・保存・販売する場合に限り、従前の例によることができる。

以上